

国土交通委員会

委員一覧（25名）

委員長	増子 輝彦	（民進）	大野 泰正	（自民）	魚住 裕一郎	（公明）
理事	井上 義行	（自民）	末松 信介	（自民）	高瀬 弘美	（公明）
理事	石井 正弘	（自民）	長谷川 岳	（自民）	山添 拓	（共産）
理事	酒井 庸行	（自民）	福岡 資磨	（自民）	室井 邦彦	（維新）
理事	長浜 博行	（民進）	元榮 太一郎	（自民）	青木 愛	（希望）
理事	新妻 秀規	（公明）	吉田 博美	（自民）	行田 邦子	（無ク）
足立 敏之	（自民）	羽田 雄一郎	（民進）	中野 正志	（日本）	
青木 一彦	（自民）	鉢呂 吉雄	（民進）			
朝日 健太郎	（自民）	牧山 ひろえ	（民進）			

(28. 10. 18 現在)

（1）審議概観

第192回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、衆議院提出（国土交通委員長）3件の合計5件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願4種類4件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

鉄道 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案は、参考人から意見を聴取するとともに、リニア中央新幹線の意義と全線開業前倒しの効果、財政投融資の活用による貸付けの在り方及び事業の採算性、環境への配慮及び安全確保対策、リニア新幹線が地方の活性化に与える影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自動車・自転車 道路運送法の一部を改正する法律案は、軽井沢スキーバス事故の再発防止に向けた取組、貸切バス事業の規制の在り方、監査・審査体制の

充実による不適格な事業者の排除、運転者の賃金・労働条件の改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

自転車活用推進法案は、全会一致をもって可決された。

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって可決された。

無電柱化 無電柱化の推進に関する法律案は、全会一致をもって可決された。

〔法律案の提出〕

12月6日、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案について、本委員会提出の法律案（国土交通委員長提出）として提出することを決定した。本法律案は、建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであ

る。

〔国政調査〕

10月18日、国土交通行政の諸施策について、石井国土交通大臣から説明を聴取した。

10月20日、質疑を行い、地方都市における市街地再開発事業への国の支援の方向性、国際競争力強化のための港湾整備促進及び羽田空港の機能強化の必要性、東京オリンピック・パラリンピックに向けた連続的なバリアフリー化の現状と取組状況、住民避難の参考となる浸水予想情報の自治体への速やかな提供の必要性、台風第10号によるJR北海道の鉄道被害からの早期復旧に向けた支援の在り方、地下街の避難確保計画及び浸水防止計画の作成の進捗状況と今後の取組、平成28年熊本地震の被害状況及び今後の復興見通し、日本航空における雇用問題に対する国土交通大臣の見解、激甚化する気象災害を踏まえた国土交通省の今後の取組方針、富山市及び青森市のコンパクトシティ政策等に対する国土交通省の認識と対応、建設業における社会保険未加入対策の推進状況及び法定福利費の支払実態、領海侵犯への対処のための海上保安庁の体制強化の必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月24日、質疑を行い、博多駅前道路陥没事故の原因究明の状況及び今後の対応策、無電柱化の推進に向けた取組方針、

上下水道等公共施設の老朽化対策及び耐震化推進に係る政府の対応状況、適切な車体整備による自動車の安全確保に向けた国土交通省の取組、羽田空港の飛行経路見直しが地域に及ぼす影響及び地域住民等との合意形成の必要性、鉄道駅におけるホームドアの全国的な整備促進、津波救命艇の普及に向けた財政的支援に対する国土交通大臣の所見、民間建築物におけるアスベスト対策の促進、インフラシステムの海外展開の在り方についての国土交通大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

12月6日、質疑を行い、末端の建設工事従事者まで法定福利費の支払いを担保する方策についての国土交通大臣の考え方、トンネル工事従事者のじん肺予防策及び建設工事従事者のアスベスト被害救済方策などの諸問題が取り上げられた。

同日、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案の草案について、国土交通委員長から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

なお、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する決議を行った。

12月8日、質疑を行い、無電柱化のコスト削減に向けた取組の見通し及び安全対策、事業用自動車運転者の疾病運転防止のための施策の在り方などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

- 平成28年10月18日(火)(第1回)
 - 理事の選任及び補欠選任を行った。
 - 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
 - 国土交通行政の諸施策に関する件について石

井国土交通大臣から説明を聴いた。

- 平成28年10月20日(木)(第2回)
 - 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 地方におけるまちづくりの在り方に関する件、空港・港湾の国際競争力の強化に関する件

件、バリアフリーの推進に関する件、一連の台風及び熊本地震の被害に対する国土交通省の取組に関する件、地下街の浸水対策に関する件、日本航空における雇用問題に関する件、建設業における社会保険等未加入対策に関する件、海上保安体制の充実強化に関する件等について石井国土交通大臣、田中国土交通副大臣、末松国土交通副大臣、越智内閣府副大臣、根本国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

井上義行君（自民）、長浜博行君（民進）、鉢呂吉雄君（民進）、新妻秀規君（公明）、高瀬弘美君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○平成28年11月1日(火)（第3回）

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求ることを決定した。

○平成28年11月10日(木)（第4回）

○理事の補欠選任を行った。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に對し質疑を行った。

[参考人]

一橋大学名誉教授 杉山武彦君
神戸大学大学院経営学研究科教授 正司健一君
慶應義塾大学名誉教授 川村晃生君

[質疑者]

足立敏之君（自民）、野田国義君（民進）、新妻秀規君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院送付）について石井国土交通大臣、末松国土交通副大臣、大野国土交通大臣政務官、比嘉環境大臣政務官、務台内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

酒井庸行君（自民）、野田国義君（民進）、鉢呂吉雄君（民進）、新妻秀規君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

（閣法第2号）

賛成会派 自民、民進、公明、維新、無ク、日本

反対会派 共産、希望

なお、附帯決議を行った。

○平成28年11月24日(木)（第5回）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。
○福岡市地下鉄工事現場における道路陥没事故に関する件、無電柱化の推進に関する件、公共施設の老朽化・耐震化対策に関する件、自動車の安全確保のための車体整備に関する件、羽田空港の飛行経路の見直しに関する件、鉄道駅へのホームドア設置促進に関する件、津波防災対策に関する件、建築物のアスベスト対策に関する件、インフラシステムの海外展開に関する件等について石井国土交通大臣、末松国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井正弘君（自民）、野田国義君（民進）、高瀬弘美君（公明）、山添拓君（共産）、清水貴之君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）

○道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年12月1日(木)（第6回）

○政府参考人の出席を求ることを決定した。
○道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について石井国土交通大臣、末松国土交通副大臣、堀内厚生労働大

臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、石橋通宏君（民進）、新妻秀規君（公明）、山添拓君（共産）、室井邦彦君（維新）、青木愛君（希望）、行田邦子君（無ク）、中野正志君（日本）
(閣法第19号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成28年12月6日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 건설 노동자 안전 및 건강 보호의 확진에 관한 법률안의 초안에 대해 위원장으로부터 설명을 듣고, 위원회 제출 법률안으로 확정하는 것을 결정했다.
- 건설 노동자 안전 및 건강 보호의 확진에 관한 법률안의 초안에 대해 위원장으로부터 설명을 듣고, 위원회 제출 법률안으로 확정하는 것을 결정했다.

〔質疑者〕

山添拓君（共産）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する決議を行った。

○平成28年12月8日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 無電柱화의 확진에 관한 것, 사업용 자동차 운전자의 건강 기인 사고 대책에 관한 것 등에 대해 정부 참의원과 함께 질의를 했다.

〔質疑者〕

山添拓君（共産）

- 無電柱화의 확진에 관한 법률안 (제9호) (국회 제출)

(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長西銘恒三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第9号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

- 自転車活用推進法案 (衆第10号) (衆議院提出)

について提出者衆議院国土交通委員長西銘恒三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第10号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

- 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案 (衆第11号) (衆議院提出)

について提出者衆議院国土交通委員長西銘恒三郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第11号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、希望、無ク、日本

反対会派 なし

○平成28年12月14日(水) (第9回)

- 請願第352号外3件を審査した。
- 土国의 정비, 교통 정책의 확진에 관한 조사의 계속 조사 요구서를 제출하는 것을 결정했다.
- 閉会 중における 위원회에 대한 위원장의 책임을 부여하는 것을 결정했다。

(3) 委員会決議

—建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する決議—

政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 建設工事従事者の「安全及び健康の確保」が「待遇の改善及び地位の向上」の促進を旨として

- 行われるよう、これらを総合的に結びつける施策の検討を進め、基本計画に盛り込むこと。また、その際「安全及び健康の確保」が何よりも優先されるべきであることに十分配慮すること。
- 二 墜落事故の防止対策その他建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費については、現在、政府が進めている法定福利費を内訳明示した見積書の提出等に関する施策を一層強力に進める等、社会保険一般の未加入対策について、その一層の推進を図ること。
- 三 社会保険に関する必要な経費を適切かつ明確に確保し、これが下請事業者に至るまで確実に支払われ、所要の施策が講ぜられるようにすることは、建設工事従事者の安全及び健康の確保のみならず、処遇の改善を図る上でも重要な施策であることに鑑み、社会保険料一般を含む安全及び健康の確保に関する経費が適切に支払われるよう努めること。
- 四 建設労働災害や事故の原因の一つとして、適正な工期が確保されていない問題が指摘されていることに鑑み、安全確保のための余裕ある工期の設定が図られるべきであることを基本計画において明示すること。
- 五 建設労働災害の撲滅に資するため、建設工事現場の調査、研究、分析に努めること。
- 六 建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。
- 七 専門家会議の委員の人選に当たっては、単に専門的知識だけでなく、科学的、社会政策的知見に基づき客観的立場に立った意見及び建設工事従事者の立場に立った意見の反映が担保されるような構成とすること。
- 八 本法の趣旨に基づき、建設労働災害の4割程度を占める墜落災害の撲滅を期すために、制度の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある対策を推進すること。
- 九 本法による施策の推進をより実効あらしめるため、関係する審議会等に現場の実態が的確に反映されるよう、委員の構成等について配慮すること。
- 十 今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事が増大することに伴い、建設工事従事者の安全と健康に特に配慮が必要な状況の下、政府はそのために必要な対策を講ずること。

右決議する。